

☐	
☐	
☐	
☐	
☐	

株主総会に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

- ア. 判例によれば、株式会社が定款をもって株主総会における議決権行使の代理人の資格を会社の株主に限る旨を定めた場合において、株主である法人がその代表者の指揮下にある職員を代理人として株主総会で議決権を行使することは、定款に反し許されない。
- イ. 大会社においては、株主の数が 1 0 0 0 人未満でも、株主総会を招集する場合には、株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができる旨を定めなければならない。
- ウ. 会社法上の公開会社においては、株主総会の招集通知は、株主総会の日の 2 週間前までに株主に対して発しなけりばならず、定款でこれより短い期間を定めることはできない。
- エ. 取締役会設置会社においては、取締役の解任が株主総会の目的である事項となっていない場合でも、株主は、その株主総会において、取締役の解任の議案を提出することができる。
- オ. 取締役は、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合でも、その事項が株主総会の目的である事項に関しないものであるときは、その説明をすることを要しない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

ア. ×

310 条 1 項前段は、「株主は、代理人によってその議決権を行使することができる」と規定するが、判例（最判昭 43.11.1【百選 29】【商法百選 5】）は、「所論は、議決権行使の代理人を株主にかぎる旨の定款の規定は、商法 239 条 3 項〔注：会社法 310 条 1 項。以下同じ。〕に違反して無効である旨主張する。しかし、同条項は、議決権を行使する代理人の資格を制限すべき合理的な理由がある場合に、定款の規定により、相当と認められる程度の制限を加えることまでも禁止したものと解されず、右代理人は株主にかぎる旨の所論上告会社の定款の規定は、株主総会が、株主以外の第三者によって攪乱されることを防止し、会社の利益を保護する趣旨にでたものと認められ、合理的な理由による相当程度の制限といえることができるから、右商法 239 条 3 項に反することなく、有効であると解するのが相当である」としている。

もっとも、判例（最判昭 51.12.24【百選 34】）は、「株式会社が定款をもって株主総会における議決権行使の代理人の資格を当該会社の株主に限る旨定めた場合において、当該会社の株主である県、市、株式会社がその職員又は従業員を代理人として株主総会に出席させた上、議決権を行使させても……定款の規定に反しないと解するのが相当である。」ただし、右のような定款の規定は、株主総会が株主以外の第三者によって攪乱されることを防止し、会社の利益を保護する趣旨に出たものであり、株主である県、市、株式会社がその職員又は従業員を代理人として株主総会に出席させた上、議決権を行使させても、特段の事情のない限り、株主総会が攪乱され会社の利益が害されるおそれはなく、かえって、右のような職員又は従業員による議決権の代理行使を認めないとすれば、株主としての意見を株主総会の決議の上に十分に反映することができず、事実上議決権行使の機会を奪うに等しく、不当な結果をもたらすからである」としている。

⇨ 2027 総合講義・112 頁

イ. ×

298 条 2 項本文は、「取締役は、株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。

……) の数が 1000 人以上である場合には、前項第 3 号に掲げる事項を定めなければならない」と規定し、同条 1 項 3 号は、「株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨」を挙げる。

しかし、大会社においては、株主の数が 1000 人未満でも、株主総会を招集する場合には、株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができる旨を定めなければならないという規定はない。なお、「大会社」とは、「最終事業年度に係る貸借対照表……に資本金として計上した額が 5 億円以上」又は「最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上」である株式会社をいう（2 条 6 号）。

⇨ 2027 総合講義・108 頁

ウ. ○

299 条 1 項は、「株主総会を招集するには、取締役は、株主総会の日の 2 週間（前条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めたときを除き、公開会社でない株式会社にあつては、1 週間（当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間））前までに、株主に対してその通知を発しなければならない」と規定する。

⇨ 2027 総合講義・105 頁

エ. ×

304 条本文は、「株主は、株主総会において、株主総会の目的である事項（当該株主が議決権を行使することができる事項に限る。……）につき議案を提出することができる」と規定する。

⇨ 2027 短答知識完成講座Ⅱ・41 頁

オ. ○

314 条は、「取締役、会計参与、監査役及び執行役は、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が株主総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより株主の共同の利益を著しく害する場合、その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない」と規定する。

⇨ 2027 総合講義・113 頁